# 令和6年かすみがうら市議会第2回定例会 市長提出議案概要書

令和6年5月28日

かすみがうら市

〇 報告〔4件	: )		
報告第 3 号	令和5年度かすみがうら市一般会計	繰越明許費繰	越計算書に
	ついて		1~2
報告第 4 号	令和5年度かすみがうら市水道事業	会計継続費繰	越計算書に
	ついて		3
報告第 5 号	令和5年度かすみがうら市水道事業	会計繰越計算	書について
			4
報告第 6 号	令和5年度かすみがうら市下水道事	業会計繰越計額	算書につい
	τ		5
○ 承認〔7件	: ]		
承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることに	ついて	
	〈かすみがうら市税条例の一部を改	正する条例〉	
			6
承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることに	ついて	
	〈かすみがうら市過疎地域における	固定資産税の	課税免除に
	関する条例の一部を改正する条例〉		7
承認第 4 号	専決処分事項の承認を求めることに	ついて	
	〈かすみがうら市国民健康保険税条	例の一部を改善	正する条例)
			8~9
承認第 5 号	専決処分事項の承認を求めることに	ついて	
	〈かすみがうら市個人番号の利用及	び特定個人情報	報の提供に
	関する条例の一部を改正する条例〉		10~11

承認第 6 号	専決処分事項の承認を求めることにて	ついて	
	〈令和5年度かすみがうら市介護保隆	<b>)</b>	三予算(第4
	号)〉		12
承認第 7 号	専決処分事項の承認を求めることにで	ついて	
	〈令和6年度かすみがうら市一般会詞	計補正予算(第	等1号)〉
			13~14
承認第 8 号	専決処分事項の承認を求めることにて	ついて	
	〈令和6年度かすみがうら市介護保隆	<b>倹特別会計補</b> 』	E予算(第1
	号)〉		15
○ 条例に関する	る議案〔2件〕		
議案第 33 号	かすみがうら市家庭的保育事業等の	設備及び運営に	関する基
	準を定める条例の一部を改正する条件	列の制定につい	ヽて【一部改
	正】		16
議案第 34 号	かすみがうら市交流センター等の設置	置及び管理に関	関する条例
	の一部を改正する条例の制定について	て【一部改正】	
			17~18
○ 予算に関する	る議案〔2件〕		
議案第35号	令和6年度かすみがうら市一般会計	補正予算(第2	2号)
			19~23
議案第 36 号	令和6年度かすみがうら市国民健康	呆険特別会計補	捕正予算(第
	1号)		24

# ○ 財産の取得に関する議案〔1件〕

議案第37号 消防団消防ポンプ自動車の取得について

..... 25

# ○ その他の議案〔2件〕

議案第38号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

..... 26

議案第39号 市道路線の廃止について ……… 27~28

報告第3号

令和5年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰 越計算書について

#### 1 要 旨

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの

#### 2 内 容

#### (1) 総務費

- ア 旧小学校施設管理に要する経費
- イ 自治振興に要する経費
- ウ 千代田公民館移転に要する経費
- エ 戸籍事務に要する経費
- オ 住民基本台帳事務に要する経費

#### (2) 民生費

ア 物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援に要する 経費

### (3) 衛生費

- ア 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費
- イ 保健センター管理に要する経費
- ウ 一般廃棄物処理に要する経費

#### (4) 労働費

ア 勤労青少年ホーム管理に要する経費

#### (5) 農林水産業費

- ア 土地改良助成に要する経費
- イ 県単土地改良に要する経費

- (6) 土木費
  - ア 市道整備に要する経費
  - イ (仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する 経費
  - ウ 河川維持管理に要する経費
- (7) 教育費
  - ア 小学校給食管理運営に要する経費
  - イ 中学校給食管理運営に要する経費
  - ウ わかぐり運動公園管理運営に要する経費
- (8) 災害復旧費
  - ア 道路橋梁災害復旧に要する経費

[ 市長公室:政策経営課 ]

報告第4号

令和5年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算 書について

# 1 要 旨

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項 の規定により、令和5年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算書を 報告するもの

#### 2 内 容

#### (1) 資本的支出

ア 5単独第1号霞ヶ浦浄水場中央監視設備更新工事

〔上下水道部:上下水道課〕

報告第5号

令和5年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について

#### 1 要 旨

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和5年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書を報告するもの

#### 2 内 容

#### (1) 資本的支出

- ア 5単独第3号配水管布設替工事
- イ 5単独第3号配水管布設替工事に伴う境界復元測量業務委託

〔上下水道部:上下水道課〕

報告第6号

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書に ついて

# 1 要 旨

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和5年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書を報告するもの

#### 2 内 容

#### (1) 資本的支出

- ア R5国補特環第1号 田伏浄化センター減速機更新工事
- イ 流域下水道建設負担金

[上下水道部:上下水道課]

承認第2号

| 専決処分事項の承認を求めることについて | 〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉

#### 1 要 旨

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの

#### 2 内 容

(1) 個人市民税関係

個人市民税の定額による所得割額の特別控除 令和6年度分の個人市民税所得割額から、納税者及び配偶者 を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する。

(2) 固定資産税関係

固定資産税(土地)について負担調整措置の延長 土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置を3年 間(令和6年4月1日~令和9年3月31日)延長する。

- 3 施行年月日令和6年4月1日
- 4 専決処分日令和6年3月30日

〔総務部:税務課〕

専決処分事項の承認を求めることについて

承認第3号

〈かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例〉

#### 1 要 旨

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の 一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によ り、これを議会に報告し、承認を求めるもの

#### 2 内 容

#### (1) 固定資産税の課税免除となる要件

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、本市過疎地域(旧霞ヶ浦町全域)において一定の事業用資産(償却資産、家屋、土地)を取得した場合の固定資産税の課税を免除

#### (2) 適用期限の延長

固定資産税課税免除の適用期限(令和6年3月31日)を令和9年3月31日まで3年延長する。

3 施行年月日令和6年4月1日

#### 4 専決処分日

令和6年3月30日

〔 産業経済部:地域未来投資推進課 〕

専決処分事項の承認を求めることについて

承認第4号

〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例〉

#### 1 要 旨

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの

#### 2 内 容

(1) 地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日からの施行に伴い、市国民健康保険税についても同水準での改正とするほか、所要の改正を行った。

ア 賦課限度額の引上げ …「104万円」⇒「106万円」<内訳>

- ・基礎課税額 …「65万円」⇒「改正なし」
- ・後期高齢者支援金等課税額…「22万円」⇒「24万円」
- ・介護納付金課税額 …「17万円」⇒「改正なし」
- イ 低所得者に係る軽減判定所得の見直し
  - 5割軽減…「29万円」⇒「29万5千円」
  - ・2割軽減…「53万5千円」⇒「54万5千円」
- 3 施行年月日

令和6年4月1日

4	専決処分日			
	令和6年3月30日			
			[	市民部:国保年金課〕

専決処分事項の承認を求めることについて

承認第5号

〈かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例〉

#### 1 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)が改正されたこと等に伴い、同法を引用している当該条例の用語の整理を行う必要が生じた。

番号法を改正する法律の施行日は、政令で定めるとされていたところ、令和6年4月12日付け政令第169号で「令和6年5月27日」とすることが定められた。これと合わせて当該条例を施行するために行った地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるもの。

#### 2 内 容

#### (1) 用語の定義の追加

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律等の一部を改正する法律が制定されたことによって、 番号法の別表第2が削除されたため、当該条例の本文中で別表第 2を引用していた記載を法の表記に倣って改める。

改正前	改正後
法別表第2の第2欄に掲げる事務	特定個人番号利用事務
法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報	利用特定個人情報

#### (2) 番号法の規定に倣った機関名の表記

番号法において、「地方公共団体の長その他の執行機関は、(中略) 必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされていることを受けて、執行機関名である教育委員会に記載を改める。

3	施行年月日
	令和6年5月27日(令和6年4月12日付けの政令第169号で定め
ا	られた番号法を改正する法律の施行日に同じ)
4	専決処分日
	令和6年5月2日
	〔 市長公室:情報政策課 〕

承認第6号

専決処分事項の承認を求めることについて

〈令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第4号)〉

# 1 要 旨

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの

#### 2 内 容

介護給付費交付金の清算に伴う国庫支出金等返還金が生じたほか、介護給付費の利用請求が第4四半期にかけて想定以上に伸びたことにより、早急な予算措置をするため令和5年度介護保険特別会計補正予算(第4号)により補正を行った。

#### 3 専決処分日

令和6年3月21日

〔保健福祉部:介護長寿課〕

承認第7号

専決処分事項の承認を求めることについて

〈令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号)〉

#### 1 要 旨

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号)について、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処 分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求め るもの

#### 2 内 容

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実績額確定により国庫補助金の返還が生じたほか、政府によるデフレ完全脱却のための総合経済対策として実施する定額減税措置に伴い住民税システムの改修が必要となることから、早急な予算措置をするため令和6年度一般会計補正予算(第1号)により補正を行った。

#### 3 専決処分日

令和6年4月17日

[ 市長公室:政策経営課 ]

# 令和6年度 一般会計補正予算第1号 R060417専決

No	事業	内	容	単位	:千円
1	企画調	整に要する経費			11, 734
	玉	]庫補助金等返還金		11, 734	
2	市税賦	(課事務に要する経費	<b>E</b>		1, 760
	定	<b>宮額減税に伴う住民税シ</b>	ステム改修業務委託	1, 760	
	合 計				13, 494

<sup>※1</sup> 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

承認第8号

専決処分事項の承認を求めることについて

〈令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)〉

#### 1 要 旨

令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの

#### 2 内 容

過年度分の保険料還付未済額が累積されていることから、被保険者への 速やかな還付を行うにあたり、早急な予算措置をするため令和6年度介護 保険特別会計補正予算(第1号)により補正を行った。

#### 3 専決処分日

令和6年4月17日

〔保健福祉部:介護長寿課〕

議案第33号

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】

#### 1 要 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定するもの

#### 2 内 容

保育所等における満3歳以上満4歳未満児と満4歳以上児の職員配置の 最低基準について見直しを行うもの

#### (1) 職員配置の最低基準等

- ア 保育所等について、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね2 0人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、 おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の 園児おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされて いるところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改め る。
- イ 経過措置として、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、 保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改 正後の条例の規定は適用せず、改正前の条例の規定を適用する。

#### 3 施行年月日

公布の日から施行

[ 保健福祉部:子育て支援課 ]

議案第34号

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】

#### 1 要 旨

交流センターの附属施設である古民家江口屋の利用料金について、繁忙期や閑散期に対応できる値段設定を可能とすることで柔軟に運用ができるように改正するほか、7月オープン予定である水郷園について、交流センターの附属施設として位置付けを行い料金等の設定をするもの

#### 2 内 容

(1) 古民家江口屋の利用料金の改正(別表関係) 市内、市外の利用料金の基準を統一するもの

#### 改正前

宿泊室(和室	市内に住所を	大人 5,000 円	1泊1人当たり
A・B、洋室	有する者	小人 3,000 円	1個1人当たり
A • B)	上記以外の者	大人 7,500 円	1 泊 1 人 当 た り
		小人 4,500 円	1個1人当たり
	市内に住所を	16,000 円	宿泊室の使用料
宿泊貸切	有する者		に加算するもの
16 伯貝ツ			とする。
	上記以外の者	24,000 円	

#### 改正後

宿泊室(和室A・B、洋室A・	大人 7,500 円	1 泊 1 人 当 た り
B)	小人 4,500 円	1個1人ヨたり
		宿泊室の使用料
宿泊貸切	24,000 円	に加算するもの
		とする。

(2) 水郷園の位置付け(第3条、第5条、別表関係) 水郷園について交流センターの附属施設としての名称、種類、 料金の設定をするもの

名称	位置
水郷園	かすみがうら市坂905番地6

#### 水郷園(1棟貸切り)

客室	10,000 円	1泊1人当たり
		客室の使用料に
基本料金	30,000 円	加算するものと
		する。

### (3) 指定管理者における利用料金(第21条関係)

古民家江口屋、水郷園の利用料金について、別表に定める額を基準に0.5から1.5を乗じて得た額の範囲とする規定を削り、別表に定める額を基準として、市長の承認を得たうえで指定管理者が実情に応じて定めるものとする。

#### 3 施行年月日

令和6年7月1日

〔 産業経済部:観光課 〕

議案第35号

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)

#### 1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億801万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ183億8千151万3千円とするもの

#### 2 内 容

# (1) 歳入の補正

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
市税	5, 767, 934	$\triangle 172, 339$	5, 595, 595
地方特例交付金	30, 953	172, 339	203, 292
国庫支出金	2, 271, 348	420, 242	2, 691, 590
繰越金	91, 263	39, 492	130, 755
諸収入	291, 665	2, 685	294, 350
市債	1, 028, 000	245, 600	1, 273, 600
歳入合計	17, 673, 494	708, 019	18, 381, 513

# (2) 歳出の補正

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	2, 447, 941	203, 060	2, 651, 001
民生費	6, 598, 744	187, 500	6, 786, 244
衛生費	1, 085, 219	203, 208	1, 288, 427
労働費	10, 568	111, 562	122, 130
商工費	425, 594	0	425, 594
消防費	969, 435	2,000	971, 435
教育費	1, 786, 618	689	1, 787, 307
歳出合計	17, 673, 494	708, 019	18, 381, 513

# (3) 事業別補正予算の説明

(単位:千円)

歳出 (事業)		補正額	事業担当課				
ア	ア 総務費の事業費						
	旧小学校施設管理に要する経費	31, 966	検査管財課				
	企画調整に要する経費	3, 997	政策経営課				
	定額減税・調整給付に要する経費	164, 134	税務課				
	住民基本台帳事務に要する経費	2, 963	市民課				
イ 民生費の事業費							
	物価高騰に伴う給付金・定額減	183, 961	社会福祉課				
	税一体支援(新たな非課税等)						
	に要する経費						
	国民健康保険特別会計繰出に要する経費	3, 539	国保年金課				
ウ	ウ 衛生費の事業費						
	休日緊急医療対策に要する経費	2,073	健康増進課				
	法定予防接種に要する経費	85, 195	健康増進課				
	保健センター管理に要する経費	115, 940	健康増進課				
工	労働費の事業費						
	勤労青少年ホーム管理に要する経費	111, 562	市民課				
才	市の工費の事業費						
	交流センター管理運営に要する経費	0	観光課				
カ	消防費の事業費						
	災害対策に要する経費	2,000	危機管理課				

7	チ 教育費の事業費		
	教育指導に要する経費	689	学校教育課
	中学校教材備品整備に要する経費	0	学校教育課

[ 市長公室:政策経営課 ]

# 令和6年度 一般会計補正予算第2号 R060604第2回定例会

	事業	内	<del>- 」,,,</del> 容		: 千円
1				一一一一	31, 966
'					31, 900
	改修	士庫小学校(特別教 工事	(至保及ひフンナルー	31, 966	
2	企画調整	とに要する経費			3, 997
	国庫	補助金等返還金		3, 997	
3	定額減税	・調整給付に要	する経費		164, 134
	調整	給付に伴うシステム	改修業務委託	1, 100	
	調整	給付情報等管理業務	委託	1, 836	
	定額	減税補足調整給付金	:	160, 000	
4	住民基本	台帳事務に要すん			2, 963
	会計	年度任用職員(事務	<b>新期)報酬</b>	2, 071	
	消耗	品費		33	
5		に伴う給付金・2 要する経費	定額減税一体支援	後(新たな非課	183, 961
		ルギー・食料品価格 帯支援給付金(均等		5低所 100,000	
		ルギー・食料品価格 帯支援給付金(子ど		5低所 12,500	
		ルギー・食料品価格 帯支援給付金(非課		70,000	
6	国民健康	保険特別会計操	出に要する経費		3, 539
	国民	健康保険特別会計線	出金	3, 539	
7	休日緊急	医療対策に要する	る経費		2, 073
	石岡	市緊急診療負担金		2, 073	

No	事業	内	容		単位:千円	
8	法定予	防接種に要する経費	Ì			85, 195
	予	防接種委託		83	, 290	
9	保健セ	ンター管理に要する	経費			115, 940
	IB'	霞ヶ浦保健センター解(	本工事	115	, 940	
10	勤労青	少年ホーム管理に要	する経費			111, 562
	勤	労青少年ホーム等解体コ	工事	111	, 562	
11	災害対	策に要する経費				2, 000
	自	治総合センターコミュニ	ニティ助成金	2	, 000	
12	教育指	導に要する経費				689
	職	員普通旅費			101	
	消	耗品費			159	
	通	信運搬費			342	
	合 計					708, 019

<sup>※1</sup> 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第36号

令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予 算(第1号)

#### 1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ353万9千円を追加 し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ41億703万9千円とするもの

#### 2 内 容

#### (1) 歳入の補正

款補正前の額補正額計繰入金379,5703,539383,109歳入合計4,103,5003,5394,107,039

#### (2) 歳出の補正

款	補正前の額	補正額	<del>≅ </del>
総務費	51, 145	3, 539	54, 684
歳出合計	4, 103, 500	3, 539	4, 107, 039

#### (3) 事業別補正予算の説明

	歳出 (事業)	補正額	事業担当課	
ア	* 総務費の事業費			
	一般管理に要する経費	3, 539	国保年金課	

〔 市民部: 国保年金課 〕

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

議案第37号

│消防団消防ポンプ自動車の取得について

#### 1 要 旨

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第51号)第3条の規定により、かすみがうら市消防団に配置する消防ポンプ自動車を更新するため取得することについて、議会の議決を求めるもの

#### 2 内 容

- (1) 取得する財産 消防団消防ポンプ自動車(1台)
- (2) 概 要 車両:車両総重量 3.5 t 未満

乗車定員 6名以上

駆動方式 2輪駆動

変速機 オートマチック

装備:水ポンプ装置

真空ポンプ

吸水口・放水口など

- (3) 取得金額 22,036,680円
- (4) 相 手 方 茨城県石岡市国府5丁目2番25号

有限会社 鈴機

代表取締役 鈴木 直人

(参考)

納入期限 令和7年3月31日

〔 総務部:検査管財課〕

議案第38号

| 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

#### 1 要 旨

茨城県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年市町村指令第23号) の一部変更に当たり、地方自治法第291条の11の規定により、関係地 方公共団体の議会の議決を求めるもの

#### 2 内 容

- (1) 規約の変更
  - ア 広域連合長及び副広域連合長と広域連合議員の兼職禁止規定の 削除(第11条関係)
  - イ 被保険者証及び資格証明書に係る文言の整理(別表第1関係)
  - ウ 負担金算定における基準日の変更(別表第2関係)
- 3 施行年月日

ア及びウ 茨城県知事の許可のあった日

イ 令和6年12月2日

- 4 経過措置
  - ウ 令和7年度以降の関係市町村の負担金から適用

〔 市民部: 国保年金課 〕

議案第39号

市道路線の廃止について

1 要 旨

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの

2 内 容

市川地内に位置する路線について、市道の払下げによる用途廃止に伴い 廃止するもの

(1) 廃止しようとする路線

ア 路線名 市道8-2378号線

イ 延 長 65.00メートル

〔都市建設部:道路課〕

